

補正申請における接続料金の再算定以外の変更箇所

※平成30年3月16日に認可申請を行いました新旧対照表及び算定根拠について、
補正申請（平成30年6月11日）にて、下記の通り、当初申請から変更を行っております。

1. 新旧対照表

I. ヒストリカルの附則の項番修正

該当箇所： <P.84> 附則(平成26年4月9日東相制第13-0106号)

変更内容：当初申請：(経過措置) 4 補正申請：(経過措置) 2

II. NGNのGWルータ(IPoE)の機能名（区分）の項番追加

該当箇所： <P.11~> 料金表 第1表 第1網使用料 2-4中継系交換機能 (4) 閉門系ルータ交換機能 イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続するものうちIPoE方式で接続する場合

変更内容：都道府県名の記載に(A)~(I)を追加

III. 地域IP網(ISDN)の当初申請値の修正

該当箇所： <P.22> 料金表 2 料金額 2 - 1 3 ルーティング伝送機能 (1) オ

変更内容：当初申請：10,439円 補正申請：3,330円

2. 算定根拠

(1) ヒストリカル（東日本コストに基づく接続料）

I. 端末回線伝送機能の機能名について接続約款との不整合の修正

該当箇所： <P.12> 1. 端末回線伝送機能 (2) 料金の設定 ①基本料「端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合）」

変更内容：「当社スプリッタを使用するもの」の削除に伴う機能名の変更を反映

II. DSL回線管理機能の機能名について接続約款との不整合の修正

該当箇所： <P.53> 1 3. その他の機能 B. 回線管理機能 (2) 料金の設定

変更内容：「当社スプリッタを使用するもの」の削除に伴う端末回線伝送機能の機能名の変更を反映

(2) NGN

I. NGNのトラフィック量の記載の修正

該当箇所： <P.17> IX. 料金設定に用いた設備数及びトラフィック 4. パケット数 (2) e及びf H28年度実績

変更内容：当初申請： e 27,352 、 f 194,780 補正申請： e 7,665 、 f 214,466

II. NGNのGWルータ(IPoE)の区分について接続約款の書き方への変更

該当箇所： <P.5> II 原価の算定及び料金の設定 2機能別原価の算定及び料金の設定 C. 閉門系ルータ交換機能

変更内容：都道府県名の記載に(A)~(I)を追加

(3) その他

I. 光信号引込等設備に係る負担額の備考の記載の修正

該当箇所： < P.46 > 光信号引込等設備に係る負担額の1の(1)のb.(イ) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り。）が設置されていないもの

変更内容：参照先である加入光ファイバ算定根拠の表現に合わせ「単芯区間」を「単芯ケーブル」に修正